

# 地域消費喚起プレミアム商品券 Part4 事業実施要綱

## 【日田市プレミアム付商品券発行実行委員会】

### <事業概要>

1. 発行主体 日田市プレミアム付商品券発行実行委員会  
(日田商工会議所・日田地区商工会)
2. 発行総額 13億円(プレミアム分:3億円を含む)
3. 販売期間・使用期間・換金期間等

	紙商品券	電子商品券
発行額	35,000冊(1冊10,000円で販売) ※500円券×26枚 (中小店用:7,000円 共通:6,000円)	130,000口(1口5,000円) (中小店用:3,500円 共通:3,000円)
購入限度額	1人3冊	1人10口
販売方法	WEBによる事前申込 購入希望者へは商品券引換券を送付 申込多数の場合は抽選	スマートフォンアプリ「ひたpay」 にて申込 先着順。予算枠に達するまで
販売期間	令和5年9月25日(月) ~10月6日(金)まで	令和5年10月1日(日)午前9時~
使用期間	令和5年10月1日(日)~令和6年1月31日(水)まで	
換金期間	令和5年10月11日(水)~令和6年2月16日(金)まで	

### <募集要件>

1. 日田市内に事業所及び店舗等を有し、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができる事業者。
2. 商品券の取扱については、本募集要項並びに商品券発行実行委員会の指示に従うものとする。
3. 参加店は、実行委員会が広報・周知のために公表する参加店一覧への事業所名・所在地・電話番号の表示を認めるものとする。
4. 参加店は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付するポスターを消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
5. 商品券取扱確認書または参加意向確認文書に記載の注意事項を厳守すること。
6. 電子商品券決済用のQRコードを消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
7. 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を害することのないよう、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。業務が終了した後においても同様とする。
8. 紙商品券・電子商品券共に取り扱いを行うものとする。

### <参加店募集期間>

令和5年7月21日(金)(一次締切、令和5年8月15日発行の参加店一覧表に掲載)

※上記期限を過ぎても申込は随時受け付けますが、発行済みの参加店一覧表には掲載されませんのでご注意ください。(実行委員会ホームページ上の一覧表には記載します)

## <商品券の取扱いについて>

- 1、参加店は商品券を持参した方に対し、商品券使用期間内に限り、券面記載額（又は電子決済額）相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。
  - 2、使用される商品券は、実行委員会が事前に配付する見本と間違いがないか確認してください。電子決済の場合は、表示される金額が決済額と相違ないか確認してください。
  - 3、紙商品券は1冊あたり500円券26枚綴りです。参加店全店舗で使用可能ですが、うち7,000円分は中小店専用券、6,000円分は大型店・中小店共通券となっています。電子商品券も同様の割合で中小店専用券と大型店・中小店共通券が設定されています。
  - 4、紙商品券での購入の場合、つり銭は出さないこととします。不足分は現金でお受取りください。電子商品券の場合は、1円単位で自由に決済額を指定することができます。
  - 5、商品券と現金の交換は禁止します。
  - 6、商品券が使用できないもの
    - ・不動産や金融商品
    - ・たばこ
    - ・市販の商品券など換金性の高いもの（ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカードなど）
    - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
    - ・国、地方公共団体等への支払い
- ※なお、商品券で購入できないものがありましたら、店頭に掲示をお願いします。
- 7、取引により商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印（店舗名）を押印することとし、既に受領印があるものは受け取りを拒否してください。
  - 8、商品券の交換及び売買を行わないでください。使用期間中における物品の販売や貸し出し、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
  - 9、参加店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
  - 10、商品券の盗難、紛失、汚損、破損に対し、本実行委員会はその責は負いません。
  - 11、商品券の適正使用について  
商品券の第三者への転売、譲渡が疑われる場合は、実行委員会（日田商工会議所 22-3184、日田地区商工会 57-2976）へご連絡をお願いします。  
（例：一人の人物が10人分に相当する39万円分もの商品券を一度に使用するなど）  
偽造等の不正行為等が発行団体により確認された場合、換金には応じないものとします。

## <換金について>

- 1、換金業務は、市内金融機関に委託を行い実施する。換金手順については、別に定めるものとする。
  - 2、商品券の換金に際し、事業経費負担金は求めないこととし、振込手数料のみ実費負担とする。
- ※電子商品券は自動入金と手動入金をお選び頂けます。

## <その他>

ご登録いただいた参加店へは、関係書類（参加店登録証、商品券見本、下げ札、換金依頼書、電子決済用QRコード等）を後日お渡しいたします。別途、関係書類配布のご案内をお送りしますので、指定された場所・期間内に受け取りをお願いいたします。  
その他、取り扱いに関して疑義等が生じた場合には、随時協議を行います。